## 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人大橋学園(以下「法人」という。)の役員及び評議員の報酬 等ならびに費用に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(役員)

- 第2条 この規程に定める役員とは、法人の寄附行為及び寄附行為施行細則に規定する役員とする。
  - 2 理事は常勤理事と非常勤理事とする。

(報酬等と費用の区分)

第3条 この規程において、報酬等とは、職務遂行の対価であり、費用とは明確に区分されるものとし、費用とは、職務の遂行に伴い発生する諸経費等をいう。

(報酬の支給)

- 第4条 法人は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
  - 2 役員の報酬等の支給は、毎月一定の定まった日に支払うものとし、その日が銀行 休業日にあたる場合は、その翌日とする。
  - 3 評議員にあたっては、評議員会への出席等の都度、支払うものとする。
  - 4 月の中途において就任または退任した場合は、全額を支給するものとする。
  - 5 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額及び本人からの申し出が あった立替金等を控除して支給する。

(報酬等)

- 第5条 役員の報酬月額は、別表のとおりとする。
  - 2 役員の報酬月額の号給は、次の各号に掲げる範囲内で理事長が決定する。
    - (1) 理事長
- 16号給以上23号給以内
- (2) 理事
- 1号給以上15号給以内
- (3) 非常勤理事
- 1 号給以上8 号給以内
- (4) 監事
- 1号給以上8号給以内
- 3 前項第2号には、法人の教職員と理事を兼務する者及び法人の寄附行為施行細則に 規定する役職理事、常勤理事を含むものとする。
- 4 常勤理事には、法人の給与規定による通勤手当を支給することができる。
- 5 評議員は、理事を兼ねる評議員を除き、評議員会出席につき1日10,000円を 支払うものとする。

(費用)

第6条 法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担し、または負担した費用 については、請求があった日から遅滞なく精算するものとする。 (辞退)

第7条 役員及び評議員の申し出により報酬等を辞退する場合は、第4条に定める報酬等を 支給しないことができる。この場合、あらかじめ当該役員または評議員は辞退の旨を 書面で提出しなければならない。

(経理の単位)

第8条 役員及び評議員の報酬等の支給は、法人本部(学校法人)にかかる予算から支出 するものとする。

(規程の実施)

第9条 この規程を実施するために必要な事項については、理事長の決裁を経て別に定める。 (規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

## 附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

## 役員報酬月額 号給表

	1
号給	支給額
1	25,000円
2	50,000円
3	75,000円
4	100,000円
5	125,000円
6	150,000円
7	175,000円
8	200,000円
9	250,000円
1 0	300,000円
1 1	350,000円
1 2	400,000円
1 3	500,000円
1 4	600,000円
1 5	700,000円
1 6	800,000円
1 7	900,000円
1 8	1,000,000円
1 9	1,100,000円
2 0	1,200,000円
2 1	1,300,000円
2 2	1,400,000円
2 3	1,500,000円